

一時預かり事業 勤務証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名

昭和・平成 年 月 日生

2. 事業の種類 注)裏面の「事業の種類について」を参照して該当の番号を記入してください。

3. 設置(実施)主体

4. 運 営 主 体

5. 運営開始年月 昭和・平成・令和 年 月

6. 施設の名称、勤務期間等

- ・ 住 所
- ・ 電話番号

名 称	勤 務 期 間			総勤務時間数
	自	(昭・平・令)	年 月	時間
	至	(昭・平・令)	年 月	
	計		年 月	

注)裏面の「勤務条件について」を参照してください。

上記の者は、2に掲げる事業にて児童等の保護または援護に従事していたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名



証 明 書 作 成 部 署	
連 絡 先	

※ 証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

「事業の種類について」

- ① 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成27年4月1日から】
- ② 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで】
- ③ 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで】
- ④ 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発第1128003号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで】
- ⑤ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日まで】
- ⑥ 「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日児発第445号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成7年4月1日から平成17年3月31日まで】
- ⑦ 「一時的保育事業の実施について」（平成2年6月15日児発第508号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成2年4月1日から平成7年3月31日まで】

「勤務条件について」

- 1. 平成3年4月1日以降の高等学校卒業（保育科は平成8年4月1日以降の卒業）で、2年以上の勤務経験者の場合

- ・2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上を満たすこと。

- 2. 5年以上の勤務経験者の場合

- ・5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上を満たすこと。

※ 複数施設での勤務の場合は、あわせて1.または2.の勤務期間を満たしている必要があります。証明書を複写しそれぞれの施設ごとに本証明書を作成してください。

—問い合わせ先—

京都府健康福祉部 こども・子育て総合支援室 075-414-4591